

岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱

令和元年8月21日制定

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年3月27日改正

(総則)

第1条 県は、県内における看護学生の実習の受入施設の確保及び看護師等の業務に従事する者の県内医療機関への就業を促進するため、県内の病院の開設者等が行う実習の受入れに要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等学校養成所 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条から第22条までに規定する学校又は養成所をいう。
- (2) 実習 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表2から別表4までに定める臨地実習をいう。
- (3) 実習生 実習を行う看護師等学校養成所の在籍学生をいう。
- (4) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（一般病床を500床以上有するものを除く。）をいう。
- (5) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (6) 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所をいう。
- (7) 訪問看護事業者 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業を行う者をいう。
- (8) 老人福祉施設等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。
- (9) 実習指導者 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年3月31日付け医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知別紙）第八の1に定める者をいう。
- (10) 実習指導者講習会 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知別添1）及び特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知別添2）に基づいて実施される保健師助産師看護師実習指導者講習会をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、県内の看護師等学校養成所から実習生の受入れを行う病院、診療所、助産所、老人福祉施設等その他実習を受け入れる施設の開設者又は訪問看護事業者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実習生を新規に又は拡充して受け入れるために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 実習設備整備事業（実習生の更衣室や休憩室を確保するための備品及び看護用具等実習に必要な設備の整備）
- (2) 実習指導者確保事業
 - ア 実習指導者講習会を受講するもの
 - イ 実習の受入期間中に実習指導者を配置するもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
(1) 実習設備整備事業	<p>次に掲げる備品又は設備の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習用パソコン ・更衣室ロッカー ・討議室の机 ・休憩室の椅子、パーテーション等 ・看護実習用具（血圧計、聴診器、体温計、酸素飽和度測定器等） ・図書（看護学テキスト、看護系雑誌等） ・その他知事が認める備品又は設備 	<p>総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と250千円とを比較して少ない方の額</p>
(2) 実習指導者確保事業	<p>ア 実習指導者講習会の受講</p> <p>実習指導者講習会を受講する看護職員（1施設につき1人とする。）に係る当該講習会の受講料及び教材費</p>	<p>総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額（25千円（特定分野のみの場合は、7千円））とを比較して少ない方の額</p>
	<p>イ 実習受入期間中の実習指導者の配置</p> <p>実習受入期間中に配置する実習指導者（1施設につき1人とする。）の給与、賃金、手当及び法定福利費</p>	<p>総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額（130千円）とを比較して少ない方の額</p>

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い、補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額に相当する額を速やかに知事に報告すること。
 - (5) 前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合及び前項第4号の規定により知事に報告する場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の規定による経費の配分の変更の場合 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第1号の規定による内容の変更の場合 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 前項第2号の規定による事業の中止又は廃止の場合 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
 - (4) 前項第4号の規定による報告の場合 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

1 この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予測に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

_____年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4）
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習
受入先拡充事業費補助金に係る事業の経費の配分を下記のとおり変更したいので、岐阜県補助金
等交付規則第6条第1号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習
受入先拡充事業費補助金について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので、岐阜県
補助金等交付規則第6条第3号の承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金について、岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱第8条第2項第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実施報告書（別紙1、別紙2、別紙3、別紙4）
- 3 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- 4 対象経費の内訳（実績）
- 5 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった 年度岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	金	円
1 確定補助金額（交付決定額）	金	円
2 既受領済額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円

【振込先】

金融機関本（支）店名

口座名義人（フリガナ）

普通・当座預金の別

口座番号